

新型コロナウイルス感染症の症状

発熱やのどの痛み、長引く咳（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴です。感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されています。特に高齢者や基礎疾患のある人は重症化しやすいとの報告があります。

いつやって感染します

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話などには注意が必要です。

飛沫感染

感染した人から放出されたウイルスを健康な人が吸い込むと感染する恐れがあります。咳やくしゃみによって、飛沫は広く飛び散り、他人が呼吸とともにそれを吸い込む危険が拡大します。咳エチケットを心がけましょう。

接触感染

感染した人が咳やくしゃみを手でおさえた後、飛沫とウイルスは手に付き、後に触れたもの（机、ドアノブ、つり革、スイッチなどの表面）に付着して一定期間生存します。付着したウイルスに健康な人が触れた直後に、目、鼻、口に触れると、粘膜・結膜を通じて感染する恐れがあります。

咳エチケット



正しい手の洗い方

ウイルス感染を予防するためには、手洗いが大切です。手洗いは、外出後だけではなく、可能な限り、頻回に行いましょう。石けんを使って最低15秒以上洗い、洗った後は清潔なタオルなどで水を十分に拭き取りましょう（タオルの使い回しはしない）。また、ウイルスは粘膜を通して感染するため、鼻や口などを触らないようにしましょう

❗ 石けんをよく泡立て、次の手順で洗いましょう
手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう



新型コロナウイルス 感染予防のために

問い合わせ
保健センター

新型コロナウイルス感染症についての相談窓口

厚生労働省
☎0120-565653
受付時間/午前9時～午後9時
(毎日)

大阪府
☎06-6944-8197
受付時間/午前9時～午後6時
(毎日)

大阪狭山市
保健センター☎367-1300
受付時間/午前9時～午後5時30分
(土・日曜日、祝日など休日を除く)

次の症状がある人は、新型コロナ受診相談センター
(帰国者・接触者相談センター)に相談してください

- 風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている（高齢者・妊婦・基礎疾患がある人は2日程度）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある

新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）
富田林保健所

☎0721-23-2683

ファクシミリ FAX0721-24-7940 （受付時間/24時間相談を受け付けます）

センターでの相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

新型コロナウイルス感染症対策の見解 [3月9日]

クラスター（集団感染）が確認された場の共通点

クラスターが確認された場の共通点として、次の3つの条件が同時に重なることがあげられます。これらの条件が同時にそろう場所や場面を予測し、避ける行動をとるべきです。

1 換気の悪い密閉空間

2 多くの人が集まる場所

3 近距離（互いに手を伸ばせば届く距離）での会話や発声をする場面

クラスターの発生リスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

（2方向の窓を同時に開けるなど）

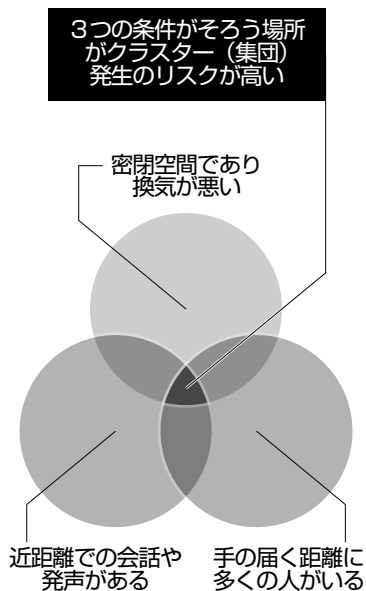
2 人の密度を下げる

（会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなど）

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

（近距離での会話が必要な場合は、マスクなどを着用する）

これらに加え、手指衛生・咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の消毒、参加者をあらかじめ把握することなどが必要です。



- ごみの収集は祝日など休日(年始を除く)も行います。収集時間は、収集するごみの量によって変わりますので注意してください。ごみの分別方法や出し方については、無料ごみシールに同封している令和2年度版「正しいごみの分け方・出し方」を確認してください。
- エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗たく機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となります。粗大ごみとしては収集できません。 ※下表を参照
- 危険ごみによる収集時のけがを未然に防止するため、ごみは中身が見えるように半透明の袋に入れて出してください。ただし、カラスや猫よけに、ネットやごみペールを使用していても収集は可能です。
- 粗大ごみの排出は、おおむね3点までを目安にしてください。引っ越しや大掃除に伴う粗大ごみなど大量の臨時ごみの収集は有料です。詳しくは問い合わせてください。
- 注射針、点滴針などの鋭利なものや感染性の高い医療廃棄物は収集できません。医療機関へ相談してください。
- スプリング入りマットレスは、粗大ごみとして収集できません。処理方法など、詳しくは問い合わせてください。

■家電4品目を処分するときは

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗たく機・衣類乾燥機の家電4品目は、有用な部分や材料をリサイクルすることが義務づけられています。リサイクルのための引き取りは、販売した小売店や買い替え時の小売店にその義務がありますが、購入した店が遠方などの理由により販売店で引き取りできない場合は、市役所で回収しますので市役所生活環境グループへ申し込んでください。

家電4品目リサイクル料金(標準的な料金) ※令和2年4月現在

品目		リサイクル料金(税込)	収集運搬料金	合計
エアコン		990円	2,700円	3,690円
テレビ	15型以下	1,870円		4,570円
	16型以上	2,970円		5,670円
冷蔵(冷凍)庫	170ℓ以下	3,740円		6,440円
	171ℓ以上	5,600円		8,300円
洗たく機・衣類乾燥機		3,300円		6,000円

※振込手数料が別途必要です。メーカーにより、リサイクル料金が異なる場合があります

問い合わせ 生活環境グループ

洪水浸水想定区域が指定されました

大阪府は、水防法第14条第1項の規定(一部準用)に基づき、西除川(狭山池ダム上流・狭山池ダム下流)、東除川、三津屋川の洪水浸水想定区域を指定しました。もしものときに備えて、自宅の場所を確認し、円滑かつ迅速な避難を心がけましょう。洪水浸水想定区域図は、市役所防災・防犯推進室のほか次の場所で閲覧できます。また、大阪府ホームページにも掲載しています。

■閲覧場所

◎富田林土木事務所地域支援・企画課(富田林市寿町/近鉄長野線「富田林西口駅」下車☎0721-25-1131)

◎大阪府都市整備部河川室(大阪市中央区大手前/大阪メトロ谷町線「谷町四丁目駅」下車☎06-6941-0351)

問い合わせ 防災・防犯推進室

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度市・府民税の申告期限を4月16日(木)まで延長しています

1日(水)～16日(木)の申告場所などについて	受付時間 申告場所	午前9時～午後5時30分 ※4日(土)は午前9時～午後0時 市役所税務グループ
感染拡大防止のため、できるだけ郵送で提出してください	送付先 申告期限	〒589-8501 大阪狭山市役所税務グループ 16日(木) ※申告用紙が必要な人は問い合わせください
問い合わせ		税務グループ

ごみ・し尿の収集、家電リサイクル

■無料ごみシールは届いていますか

令和2年度の無料ごみシールを送付しました。まだシールが届いていない場合は、今月中に問い合わせてください。なお、住民基本台帳に記録されていない人には送付できませんので、居住を証明するもの(公共料金の領収書や賃貸契約書など、住所と名前を確認できるもの)を持って、市役所生活環境グループで無料ごみシールの交付手続きをしてください。

■粗大ごみおよび資源ごみ(ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、金属類など)の収集日(毎月1回)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1	池之原、山本、岩室二丁目の一部	大野台五丁目、グミヒルズ、西山台一丁目、茱萸木四丁目の一部	茱萸木五～七丁目、スカイハイツ、ハロータウン金剛、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿い)	狭山一～四丁目、半田六丁目(北村)、フォントナー狭山遊園前、さやま遊園ランドハイツ	大野台一丁目、茱萸木六丁目の一部
第2	オリエント狭山アーバンコンフォート、さやまハイタウン、西山台四丁目1・2番(府営住宅1～21棟)	大野台七丁目、ガーデンハイム狭山、西山台五丁目(公団住宅)、西山台六丁目、今熊四丁目の一部【グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台】	大野、茱萸木八丁目、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿いを除く)	今熊二丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一～四丁目(グミヒルズを除く)	今熊一・三～七丁目、岩室、グリーンコーポ、西山台三丁目
第3	半田一～五丁目(東村・川向・前田・浦之庄)、パークホームズ、ライプタウン金剛	大野台六丁目、西山台二丁目	大野台四丁目、西山台四丁目3番(府営住宅22～44棟)	金剛一・二丁目、狭山コーポ、南海シティコート金剛、セザール狭山、遊園ハイツ、レークハイツ	東野
第4	池尻北一・二丁目、狭山五丁目、東池尻	大野台二丁目、狭山ハウス	大野台三丁目、狭山グロリアスヒルズ、ライオンズマンション(大阪狭山・金剛)	池尻中三丁目、池尻自由丘一～三丁目	池尻中一・二丁目、ファインキャピタル

■燃えるごみの収集日(毎週2回)

月・木曜日	大野、大野台一～七丁目、茱萸木四丁目の一部、茱萸木五・六丁目の一部、茱萸木八丁目、グミヒルズ、スカイハイツ、西山台一～六丁目、今熊三丁目の一部、今熊四丁目の一部【グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台】
火・金曜日	今熊、池之原、岩室、池尻中一～三丁目、池尻自由丘一～三丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一～七丁目、狭山一～四丁目、狭山コーポ、南海シティコート金剛、セザール狭山、半田、東茱萸木一～四丁目、東池尻三丁目(南海高野線の西側)、山本、西山台六丁目の一部、遊園ハイツ、レークハイツ
水・土曜日	池尻北一・二丁目、金剛一・二丁目、狭山五丁目、東池尻一・二丁目、東池尻三丁目(南海高野線の東側)、東池尻四～六丁目、東野

■し尿の収集日

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
池尻、東池尻、狭山	1・16	1・18	1・16	1・16	3・18	1・16
半田	3・6・20・21	7・8・20・21	3・4・18・19	3・6・21・22	4・5・19・20	4・7・18・23
茱萸木	9・10・24・26	12・13・25・26	9・10・24・25	8・9・27	7・24・25	9・10・24・25
池之原	14・28	14・28	12・29	14・29	12・27	14・29
山本	14・15・28・30	14・15・28・29	12・15・29・30	14・15・29・30	12・13・27・28	14・15・29・30
大野	3・6・20・21	7・8・20・21	3・4・18・19	3・6・21・22	4・5・19・20	4・7・18・23

狂犬病予防注射と飼い犬登録

6日(月)～10日(金)

狂犬病予防法に基づく予防注射と飼い犬登録を実施します。狂犬病は人をはじめ、すべての哺乳類に感染します。現在、治療がなく、一度発病してしまうと必ず死亡してしまう恐ろしい病気です。

●狂犬病予防集合注射

市では、6日(月)から10日(金)まで市内全20か所で集合注射を実施します。飼い犬登録をしている飼い主は、3月下旬に送付した「狂犬病予防集合注射のお知らせ」を持参し、予防注射を受けさせてください。 ※中止する場合は、「狂犬病予防集合注射のお知らせ」でもお知らせします

予防集合注射会場は大変混雑します。事故などを防ぐため、犬に首輪とリードをつけて犬を制止できる人が連れてきてください。

集合注射を利用できない場合でも、動物病院で予防注射を受けることができます。市外の動物病院など、市が事務委託をしていない動物病院で注射を受けた場合は、獣医師が発行する注射済証を持って、市役所生活環境グループで狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

●飼い犬登録

集合注射には飼い犬登録が必要です。登録をしていない飼い主は「飼い主の住所・名前・電話番号、犬の種類・毛色・

名前・生年月日・性別・特徴」を書いたメモなどを会場に持参し、登録手続きを行い、予防注射を受けさせてください。

料金は1頭につき3,300円(狂犬病予防注射料金2,750円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円)です。なるべく、おつりのないように用意してください。また、新たに登録をする場合は、1頭につき別途3,000円が必要です。

●飼い主の義務

飼い犬に鑑札と注射済票を着けることは、法律で定められた飼い主の義務です。狂犬病が発生した場合や、飼い犬が保護されたときに迅速かつ的確に対応できます。

飼い犬の死亡や、飼い主の住所変更などは、生活環境グループに届け出てください。犬は放し飼いにせず、生涯大切に育てましょう。また、散歩のときは必ずふんを持ち帰るなど、他人の迷惑にならないようにしてください。

●さやりんデザインの鑑札

既に犬の登録をしている人で、さやりんの鑑札を希望する場合は、生活環境グループで旧デザインの鑑札とさやりんの鑑札を無料で交換できます。紛失した場合は、再交付手数料1,600円が必要です。新たに登録をする場合は、1頭につき3,000円が必要です。



狂犬病予防集合注射実施日程

期日	会場	時間
6日(月)	東野第2公園(東野中三丁目、サニータウン内)	午前9時30分～10時30分
	東野第1公園(東野中二丁目、蓮光寺東)	午前10時45分～11時45分
	東池尻児童遊園(東池尻二丁目)	午後1時15分～2時15分
	池尻第12公園(池尻北二丁目、北小学校横)	午後2時30分～3時30分
7日(火)	自由丘会館(池尻自由丘一丁目)	午前9時30分～10時30分
	池尻体育館駐車場(池尻中三丁目)	午前10時45分～11時45分
	池之原会館(池之原四丁目)	午後1時15分～2時15分
	総合体育館駐車場(山本南)	午後2時30分～3時30分
8日(水)	すりばち池公園(金剛二丁目)	午前9時30分～10時30分
	さやか公園(狭山二丁目)	午前10時45分～11時45分
	今熊公民館(今熊三丁目)	午後1時15分～2時15分
	大野第1公園(大野西、大野公民館の下)	午後2時30分～3時30分
9日(木)	社会教育センター駐車場(茱萸木二丁目)	午前9時30分～10時30分
	狭山神社駐車場(半田一丁目)	午前10時45分～11時45分
	東茱萸木第2公園(東茱萸木一丁目、清水池横)	午後1時15分～2時15分
	南青少年運動広場(茱萸木六丁目)	午後2時30分～3時30分
10日(金)	西山台第2公園(西山台一丁目、狭山ニュータウン自治会館横)	午前9時30分～10時30分
	西山台第4公園(西山台三丁目)	午前10時45分～11時45分
	大野台第8公園(大野台六丁目、大野台アクティホール横)	午後1時15分～2時15分
	東大池公園(大野台四丁目、近畿大学病院前)	午後2時30分～3時30分

※荒天時は予備日(13日(月)・14日(火))に実施します。駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください

問い合わせ 生活環境グループ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が改定

4月分から手当月額が下表のとおり改定されました。児童扶養手当は令和2年5月期(4月分)、特別児童扶養手当は令和2年8月期振込分から改定後の手当が振り込まれます。それ以前は改定前の手当額が振り込まれます。

特別児童扶養手当

支給額	改定後(4月分から)	これまで(3月分まで)
1級	52,500円	52,200円
2級	34,970円	34,770円

児童扶養手当

	支給額	改定後(4月分から)	これまで(3月分まで)
全部支給	1人目	43,160円	42,910円
	2人目加算	10,190円	10,140円
	3人目以降加算	6,110円	6,080円
一部支給	1人目	43,150～10,180円	42,900～10,120円
	2人目加算	10,180～5,100円	10,130～5,070円
	3人目以降加算	6,100～3,060円	6,070～3,040円

問い合わせ 子育て支援グループ

未就園児事業のお知らせ

5月29日(金)まで

市立幼稚園・こども園では、未就園児と保護者を対象に広場事業を行います。園内で楽しく遊んだり、在園児と一緒に一部行事にも参加できます。2歳児対象の事業については、最初は親子登園から始めて、年度の途中から保育のみを行います。

とき いずれも午前10時から 参加費 800円(保険料・初回のみ) 申し込み 5月29日(金)までに各園へ直接

令和2年度未就園児事業およびあおぞらひろば実施日程

	東幼稚園			半田幼稚園		東野幼稚園		こども園
事業名	わくわくひろば (2歳児対象)	あおぞらひろば		にこにこひろば (2歳児対象)	あおぞらひろば	ぴよぴよ (2歳児対象)	あおぞらひろば	あおぞらひろば
曜日	火曜日	金曜日	木曜日	木曜日	水曜日	木曜日	水曜日	
4月	21	24	23	30	22	30	22	—
5月	12・19・26	15・22・29	14	7・14・21・28	27	14・21・28	27	8(金)
6月	2・9・16・23・30	5・12・19・26	18	4・11・18・25	24	4・11・18・25	17	5(金)
7月	7	3・10	9	2・9・16	15	2・9・16	1	—
9月	3(木)・8・15	4・11・18	10	3・10・17・24	23	10・17・24	16	—
10月	20・27	22(木)・29(木)	26(月)	3(土)・8・15・22・29	28	15・22・29	21	20(火)
11月	4(水)・10・17・24	6・13・20・27	5	5・12・19・26	25	5・12・19・26	25	25(水)
12月	1・8・15	2(水)・11・18	7(月)	10・17	23	3・10・17	23	—
1月	12・19・26	15・22・29	14	14・21・28	27	14・21・28	20	14(木)
2月	2・9・16・24(水)	5・12・17(水)・26	4	4・18・25	24	4・18・25	17	26(金)
3月	2	5	4	4	—	4・11	17	—

問い合わせ 保育・教育グループ

地域子育て支援拠点事業「ファンズガーデン」は3月で終了しました

地域での子育てを支援するため、市内4か所で展開している地域子育て支援拠点事業のうち、旧くみの木幼稚園で実施していた「ファンズガーデン」については、3月で終了しました。この事業は、3年ごとに市が事業者を募集して実施しており、現在、「ファンズガーデン」に代わる次期事業の実施に向けて調整中です。決定次第、実施時期や内容などについて、市ホームページや広報誌などでお知らせします。

市民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、次期事業開始までの期間は、ほっぽえん(子育て支援センター)やUPっぶ(子育て支援・世代間交流センター)を利用してください。なお、5月中旬から、旧くみの木幼稚園で認定子育てサポーターによる事業「あそびのひろば」を実施する予定です。日程など詳細については広報誌5月号などでお知らせします。問い合わせ 子育て支援グループ

まちづくり円卓会議から事業提案

大阪狭山市まちづくり円卓会議事業実施要領に基づき、「第三中学校区まちづくり円卓会議」「狭山中学校区まちづくり円卓会議」から、令和２年度事業が提案されました。NPO 法人南中学校区円卓会議については、大阪狭山市まちづくり円卓会議条例・施行規則に基づき、交付金として計上しました。

NPO 法人南中学校区円卓会議 (http://nancyuu.com/index.htm)

事業名	事業内容	予算額
円卓会議交付金事業	地域コミュニティ誌の発行、地域内で活動する様々な団体や個人との対話と交流の場づくりなどを継続して実施	500万円

第三中学校区まちづくり円卓会議

事業名	事業内容	予算額
円卓会議推進事業	地域内で活動する様々な団体や個人との対話と交流の場づくり、地域コミュニティ誌の発行、三中円卓マップを活用したウォーキング、菜の花いっぱい運動、フラワーガーデン、防災に関するワークショップなどを実施	129万9,000円
夏まつり事業	地域住民によるまちづくりを進め、住民同士が気軽に交流できるように夏まつりを実施	148万4,000円

狭山中学校区まちづくり円卓会議 (http://sayamachuentaku.net/)

事業名	事業内容	予算額
円卓会議推進事業	地域情報誌の発行などによる円卓会議の活動発信、ホームページの更新、福祉と教育に関する講演会などを実施	240万2,000円
さやりんピック事業	世代間・地域間の交流を図りながら地域住民のコミュニティづくりをめざし、防犯・防災、健康・福祉、環境などの要素を取り入れた競技などを継続して実施	122万2,000円
美化活動事業	地域の美化活動を通じて環境への関心を高める取り組みとして、河川の清掃や美化に関する啓発看板の設置などを継続して実施	13万円
地域文化祭事業	地域の文化や芸術に触れる取り組みとして、校区内で活動している人に発表する機会の提供などを継続して実施	123万2,000円

問い合わせ 市民協働推進グループ

市民公益活動促進補助金 { 令和元年度事業報告会 令和２年度公開プレゼンテーション }

令和元年度の市民公益活動促進補助金は、自立促進部門テーマ型の１団体１事業、自立促進部門提案型の３団体４事業に交付されました。それぞれの団体が事業成果を報告会で発表します。同時に、令和２年度の公開プレゼンテーションも開催します。

それぞれの団体が事業報告や工夫を凝らしたプレゼンテーションを行い、どのような事業に補助金が支出されているのか、どのような事業が選ばれているのかを具体的に知ることができます。

とき 19日(日)午前9時45分から ところ 市役所南館・講堂
申し込み 不要

問い合わせ 市民協働推進グループ、市民活動支援センター

令和元年度事業報告団体	
自立促進部門テーマ型	
団体名	事業名
NPO 法人 南大阪サポートネット	地域みんなで作る“ひきこもりの居場所” トビラファーム
自立促進部門提案型	
団体名	事業名
元気のみなもとの輪	元気のみなもとの輪
さやか観光会	月例ならびに受託観光ガイド
NPO法人たんぽぽの丘	第4回もぐらのサラダアートフェスティバル
NPO法人たんぽぽの丘	くじらラジオ放送局

安全・安心なまちづくりのために

12月28日(月)まで

空き家の除却補助制度

市内にある空き家の除却を行う所有者に対して、除却に要する費用の一部を補助します。

■対象空き家 (以下のいずれかにあてはまるもの)

○不良住宅 (住宅地区改良法第2条第4項に規定する住宅)のうち、不良度判定基準の評点の合計が100点以上のもの
※市職員が現地で不良度判定調査を行います

○昭和56年5月31日以前に確認を受けて建築された住宅のうち、耐震診断の結果、評点が0.7未満のもの、または誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点が7点以下のもの

■対象者 (次のすべてに該当する人)

①固定資産税の滞納がない人、②直近の市民税の課税所得金額が507万円未満の個人または法人税額が0円の法人

■補助金額

除却工事費の10分の8の額。上限額は次のとおり。

○不良住宅
空き家の延床面積1㎡あたりに2万円 (非木造については3万円) を乗じた額と、100万円のいずれか低い方の額

○昭和56年5月31日以前に建築された住宅など
空き家の延床面積1㎡あたりに2万円 (非木造については3万円) を乗じた額と、50万円のいずれか低い方の額

■受付期間

12月28日(月)まで。ただし、令和3年3月15日(月)までに完了報告書を市に提出する必要があります。

耐震補助制度

建築物の耐震診断、耐震改修 (設計を含む)、耐震シェルター設置費用の一部を補助します。昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、市内に対象建築物を所有する人が対象です。

種類	対象建築物	補助金額
耐震診断	木造住宅	診断費用の11分の10の額。上限5万円
	非木造住宅	診断費用の2分の1の額。上限2万7,000円
	特定既存耐震不適格建築物	診断費用の2分の1の額。上限100万円 (病院や老人ホームなどについては診断費用の3分の2の額で上限133万2,000円)
耐震改修 (設計を含む)	木造住宅	耐震改修工事費用の10分の8の額。上限1戸80万円 (所得により100万円)
耐震シェルター設置	木造住宅	1戸70万円 (所得により90万円)

■受付期間

12月28日(月)まで。ただし、令和3年3月15日(月)までに完了報告書を市に提出する必要があります。

問い合わせ 都市計画グループ